

各 位

上場会社名 FCM株式会社  
 代表者 代表取締役社長 市居 律雄  
 (コード番号 5758 )  
 問合せ先責任者 管理部長 丸山 仁  
 (TEL 06-6975-1324)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が、平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第 28 条第 2 項及び第 36 条第 2 項を変更するものであります。  
 なお、現行定款第 28 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)(条文省略) (2)電線用心線ならびにその他線材の加工および販売。 (3)～(7)(条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) (1)(現行どおり) (2)電線用心線ならびにその他線材の製造および販売。 (3)～(7)(現行どおり)
(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 50 万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 50 万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 50 万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役 of 責任免除) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 50 万円以上であらかじめ定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 18 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 18 日 (予定)

以上